

広島県告示第千百二十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定によって、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川芦田川水系神谷川

二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

三 河川管理の施設的位置

福山市新市町大字新市二〇二二番三地先から

福山市新市町大字下安井二三一八番一地先まで

四 管理を行う者の名称（代表者）及び住所

1 名称 道路管理者 福山市

2 住所 福山市東桜町三番五号

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面〔路盤までの部分を含む。〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

六 管理の期間

平成二十三年十一月十七日から当該道路の存続する日まで